

基 本 的 事 項

1 補助事業

競技力向上対策事業は、次のとおりとする。

- (1) 競技団体強化事業，中体連強化事業，高体連強化事業，平成29年度南東北インターハイ特別強化事業

2 事業の実施期間

平成28年4月1日から翌年3月31日までとする。年度をまたぐ事業については、事業として認めない。また、領収書についても年度をまたがないこと。

3 補助対象経費

交通費，宿泊費，使用料・賃借料

競技用消耗品費（年度当初に「競技用消耗品購入申請書」を承認された物品に限る。

但し、ライフル射撃競技，クレー射撃競技，バイアスロン競技は，この限りではない。）

受講料（国体監督資格の新規取得のための受講料に限る。）

4 補助事業執行上の留意事項

- (1) 競技力向上対策事業に係る予算・決算は，競技団体の特別会計（又は一般会計）とし，総会の議決を経て執行すること。
- (2) 交付決定額の大幅な変更（20%以上）又は事業の中止（廃止）が生ずる場合は，可能な限り早期に県体協事務局と協議し，その指示に従うこと。

5 経理処理

- (1) 競技力向上対策事業の経理事務は，他の経理のものとは別に整理すること。

①収支簿

②通帳（銀行等金融機関）

③領収書等支出を証明する書類（原本とする。）

④当該事業に関する事業実績報告書等の一切の書類

⑤収入，支出の項目は，別紙のとおりとする。

- (2) 上記に係る書類の保管期間は，事業完了後5年間とする。